

商品概要説明書

マイカーローン(一般型A)

(平成 30 年 2 月 1 日現在)

商品名	マイカーローン(一般型A)
ご利用いただける方	<p>○当 J A の地区内に住所を有する組合員、または県内に住所を有し当 J A 地区内に勤務される県内 J A の組合員の方。(以下「地区内勤務者」といいます。)</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、20 歳未満の准組合員の方は給与所得者または新卒者として新規に就職する方(事業専従者および親族が経営する法人に就職する方を除く。)(以下「新規就職者」といいます。)に限りです。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。ただし、准組合員の場合は前年度税込年収(自営業者の方は所得)が 200 万円以上ある方。なお、勤続年数が 1 年未満の新卒の給与所得者および新規就職者については、当 J A が定める条件を満たしている方。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上の方。ただし、年金受給者および新卒の農業者・給与所得者および新規就職者については 1 年未満でも可とします。</p> <p>地区内勤務者の方は、勤続年数が 3 年以上かつ当 J A とのお取引が 3 年以上ある方とします。</p> <p>○居住実態が確認できる方(申出のあった住所の確認ができる方。)。なお、農業者以外の自営業者の方は、本人または同居家族の持ち家にお住まいの方に限りです。</p> <p>○新規就職者の方は申込期間がありますので、期間中に申込できる方。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の方は 200 万円以内とし、新規就職者の方は 300 万円以内とします。</p>

借入期間	<p>○据置期間を含め6か月以上10年以内とします。 ただし、新規就職者の方は、据置期間を除き5年以内とします。</p> <p>○据置期間はご融資日から2か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。</p>												
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	<p>○不要です。</p>												
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（岐阜県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○20歳未満の方の場合は、JAが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。</p>												
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は、年0.75%です。</p> <p>【100万円を約定利率年3%にてお借入された場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,075</td> <td>11,712</td> <td>19,499</td> <td>27,436</td> <td>39,619</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	4,075	11,712	19,499	27,436	39,619
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	4,075	11,712	19,499	27,436	39,619								
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全部または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部繰上返済の場合…5,400円 ・一部繰上返済の場合…3,240円 												

	<p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク統括課（電話：058-265-7020）にお申し出ください。当JAでは規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、岐阜県農業協同組合中央会が設置・運営する岐阜県JAバンク相談所（電話：0120-200-787）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店リスク統括課または岐阜県JAバンク相談所にお申し出ください。 岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAぎふ